平成２７年（フ）第３７号
北九州市八幡西区藤原４丁目１番11号
ファーボ藤原108号
債務者　吉田　由紀
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　垣内　洋祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１０９号
北九州市小倉北区白銀２丁目４番３―706号
債務者　清水　由美
1　決定年月日時　平成27年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大屋　昭則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１３号
福島市瀬上町字行人堂28番地の１　エステート佐川７号、従前の住所福島市丸子字上川原２番地の37
債務者　三浦シヅヱ（旧姓本間）
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷澤　正高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月25日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第１５号
福島県伊達市柳内48番地19　ガーデンパレス伊達102
債務者　菅野　進也
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関根　未希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３７号
三重県鈴鹿市北江島町30番15号
債務者　サララＮＡＫＡＭＵＲＡこと　中村秀生
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第９０号
大津市南郷４丁目21番21号
債務者　渡辺　　清
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９１号
大津市南郷４丁目21番21号
債務者　渡辺由紀子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９８号
大津市鶴の里10番23号
債務者　阪下　雅彦
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹下　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県明石市貴崎３丁目１番12―202号
債務者　興梠千恵子
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　裕樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月30日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２７号
愛媛県西条市新田31番地１　メゾンいしづち503、前住所愛媛県西条市新田90番地２
債務者　冨井　幸則
1　決定年月日時　平成27年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡林　義幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第２３号
鹿児島県鹿児島市西陵２丁目９番８号　三浦ビル302号
債務者　阿世知　壮
1　決定年月日時　平成27年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中園　貞宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月９日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第９２号
北九州市八幡西区友田１丁目１番６―207号
債務者　西尾　和子
1　決定年月日時　平成27年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川原　秀範
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２３２５号
北海道千歳市自由ケ丘３丁目10番７号　望みハイツⅡＤ号
債務者　淺倉　恵子（旧姓松宮）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２８３号
札幌市東区北31条東３丁目２番26号　ノースマンション北31条301号
債務者　寺林　文枝
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３４６号
札幌市中央区南１条西９丁目５番地１　札幌19Ｌビル401号
債務者　野畑　千尋（旧姓一戸）
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３７９号
北海道夕張市末広１丁目36番地
債務者　松宮　　毅
1　決定年月日時　平成27年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
札幌地方裁判所民事第４部